関連するSDGs

12 つくる責任 つかう責任

化学品の安全

当社は、当社の掲げる「経営理念」「経営基本方針」のもと、当社製品に関わる全ての方々を対象として、安全確保と健康障害を未然に防止する活動に取組んでおります。また、住友化学グループ会社と連携し、最新の情報を共有することにより、適切な活動を展開しております。

(1) 国内化学品規制に対する取組み

新たに製品を国内で上市する場合、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)・「労働安全衛生法」(安衛法)の新規化学物質の届出、製造(輸入)実績数量の報告など、多岐にわたる法令を遵守し、漏れなく対応しています。

なお、「化審法」「安衛法」および「麻薬及び向精神薬取締法」等の化学品管理に関する法律に対しては、最新の規制動向を把握し、適切な対応を継続してまいります。特に、麻薬及び向精神薬取締法に関しては、指定物質等、対象物質が公表された場合、社内イントラネットにて情報共有するなど、迅速な対応を実施しております。

(2) 輸出化学品などの海外法規則への対応

当社では2007年の欧州REACH規則施行以降、各国で始まった既存化学物質を含めた物質登録などの規制に対し、適切な対応を実施しています。以下に、当社製品の主要輸出先国の法令への対応について記載いたしますが、これら以外にもASEAN諸国を含め、数多くの国々の化学品法令に対応を行っています。

・欧州(REACH規則への対応)

REACH規則とは、「化学品の登録、評価、認可および制限」に係るEU法で、2007年6月に施行されました。

REACH規則では、既存、新規の区別なく、EU域内で製造・輸入される化学品は、安全性試験のデータをつけて登録することが義務付けられています。

当社では、登録が必要な物質の有無の確認に加え、物質評価に基づき、登録開始時点から社内関係部署などと情報共有を進めております。

・トルコ(KKDIKへの対応)

KKDIKとは、「化学品の登録、評価、認可および制限」に係る法律で、2017年12月に施行され、欧州REACH規則と同様に、既存、新規の区別なく、トルコ域内で製造・輸入される化学品は、安全性試験のデータをつけて登録することが義務付けられています。

当社では、予備登録に続いて、本登録を計画的に進めています。

・韓国

韓国の新規化学物質の届出制度は、化評法と産安法に定められています。既存化学物質リストに収載されていない物質の韓国での製造・輸入の場合には、事前にこれらの法律に基づき法的手続きを実施しています。

また化評法は2019年に大幅な改正があり、年間1トン以上韓国で製造・輸入するすべての既存化学物質の登録が義務付けられております。

当社では、国内コンサルタント経由で現地代理人の連携により、対象物質の期限内の本登録を計画的に進めています。

・中国

中国の新規化学物質の届出制度は、「新化学物質環境管理登記弁法」に定められています。当社では施行時より、「中国現有化学物質名録」に収載されていない物質を中国へ輸出する際には、法的手続きを実施しています。

なお、2021年には「新化学物質環境管理登記弁法」の改正法が施行されました。さらに、2026年8月15日には新規化学物質の環境管理に関する備案制度が停止される予定であり、環境リスク管理が一層強化される見込みです。当社では、これらの改正内容を踏まえ、今後も新規化学物質の登記手続きを漏れなく適切に進めてまいります。

・台湾

台湾では2014年に新規化学物質の毒管法に基づく登録制度が導入されました。当社ではこの新規化学物質登録制度に基づき法的手続きを実施しています。

また台湾でも既存化学物質リストの整備に伴い、「既存化学物質の標準登録」が開始され、2019年に第1回の登録対象物質が指定され、今後、第2回の登録対象物質が指定される予定です。

当社では、国内コンサルタント経由での対応を中心としつつ、各事業に応じた適切な体制でこれに対応しています。